

## 別記様式

## 議 事 録

|                   |  |
|-------------------|--|
| 会議の名称             | 平成 29 年度第 6 回岩倉市自治基本条例審議会  |
| 開催日時              | 平成 29 年 12 月 22 日（金）午前 9 時 30 分から正午まで  |
| 開催場所              | 市役所 7 階 第 1 委員会室   |
| 出席者<br>(欠席委員・説明者) | 出席委員：岩崎委員、山田委員、村平委員、清水委員、岡島委員、浅田委員、関戸委員、花井委員、船橋委員、岡本委員、水野委員、菅原委員<br>事務局：山田総務部長、佐野秘書企画課長、小出統括主査、渡邊主任、小崎統括主査、宇佐美主任   |
| 会議の議題             | (1) 自治基本条例の規定に基づく事項について<br>【資料 12】岩倉市自治基本条例の推進状況について<br>(2) 自治基本条例の見直しについて<br>【資料 13】第 14 条第 3 項の条文の策定経過について<br>(3) 審議会報告書について<br>【参考資料】岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する検証結果報告書（案）<br>(4) その他<br>【資料 14】岩倉市議会基本条例の検証シート |
| 議事録の作成方法          | <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他  |
| 記載内容の確認方法         | <input checked="" type="checkbox"/> 会議の会長の確認を得ている（未確認）<br><input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている<br><input type="checkbox"/> その他（ ）   |
| 会議に提出された資料の名称     | 【参考資料】岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する検証結果報告書（案）  |
| 公開・非公開の別          | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開  |
| 傍聴者数              | —  |
| その他の事項            | 議事録作成者 渡邊  |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 あいさつ

会長よりあいさつ

3 議事

（1）「岩倉市自治基本条例の規定に基づく事項について」

資料 12 に基づいて小出統括主査より説明。

**整理番号（1）ーキ①「第 24 条第 1 項」（生涯学習課）**

会 長：ユネスコの無形文化遺産に登録しなかった理由が昨年の会議でも話題になったかと思うが、どのような理由だったか。

事務局：登録された団体が申請して登録されたものかどうかを含めて、登録基準の詳細は分からない。

会 長：四日市市では山車文化の継承について、技術の伝承を地元、力仕事を四日市大学の学生にと役割分担をしている。技術の伝承を地元以外にも伝え四日市全体で祭りを支えていく形も検討しているが、保存会の中でも保存会で技術継承するべきという意見と、市全体で考えていくべきとで意見が割れている。

委 員：市全体で支えていくべきだと思うが、山車保存会には保守的な考えもある。個人的には世代交代の時期がきていると思う。保守的な体制を打開するアイデアを市からもいただきたいと思う。岩倉市内には山車保存会が 3 つあるのでそれぞれが足並みを揃えることも大切。

委 員：400 年の記念行事は何年後か。

委 員：8 年後である。岩倉市に山車があることを地元でも知らない人がいる。まずは地元を対象に PR 活動を始めているが、それから市全体に広げていく必要がある。

会 長：地元の小中学校との連携はないか。

委 員：中本町は 3 つの小学校区が混ざっているので交渉がしにくい。今年は五条川小学校が見学に来たので、こうした機会をきっかけにつながりを広げていきたい。

会 長：山車保存会と小中学校がつながるためには、教育委員会だけではなく、市としても小中学校と山車保存会がつながるようサポートする体制作りが必要なのではないか。

事務局：3 町の山車保存会にも温度差があるので、一括したサポートは難しい。山車を復活させた時には市もかなり積極的にサポートをしたのでそういう姿勢も必要だとは思う。

委 員：山車文化の継承には議員のサポートも大切である。

会 長：山車文化の普及について、オール岩倉の体制をどう作っていくかを山車保存会を中心に検討してもらい、岩倉市も積極的にサポートしていくことで伝統を後世に残すよう努めてもらう必要がある。

### 整理番号（１）－キ②「第 24 条第 1 項、2 項」（商工農政課）

委員：桜の植え替えが河川法の関係でできないなら、河川法をどうにかしなければいけない。桜の寿命の 60 年は過ぎているので、今ある桜の延命も大切だが、新しい桜を植えるための検討も必要なのではないか。

事務局：桜の寿命の 60 年はあくまでも目安なので、処置次第でもっと伸ばすことも可能かと思う。愛知県も、市民団体等が直接やりとりをすることで姿勢は変わってきて、市町の意向を汲み取ろうとする姿勢もできてきていると思う。桜を植えることについては継続して愛知県に訴えていきたい。

委員：市民の声を県の担当者に届けることが有効とのことなので、大口町等の市民団体と一緒に行動を起こせる場を用意してほしい。

事務局：資料にも記載のある五条川の桜並木の保存及び再生に関する検討会がそれにあたる。昨年、今年と開催できていないがここをどのように進めていくかが大切である。

会長：昨年の意見のまとめでも岩倉市として桜並木をどうしていきたいのかビジョンが必要であるということであったが、今後は流域自治体及び市民活動団体とともにビジョンを明確にして共有していく必要がある。

事務局：岩倉市と大口町の市民団体が中心となって桜の保全を考えている。2 市 3 町の協働フォーラムではお互いの市民団体が交流する機会もあるので、そうした機会を利用して情報交換を進めていきたいと考えている。

### 整理番号（１）－キ③「第 24 条第 1 項、2 項」（環境保全課）

会長：五条川の魚釣りのルールというのは漁業権の設定のようなものか。

事務局：漁業権の設定は考えていない。子どもたちが魚釣りをする際、複数人で行くことやキャッチアンドリリースを心がける等の注意事項的なものをルールとすることを検討している。

委員：植物も外来種が増えて、もともとあった植物が生えにくくなっていたりしている。この資料を見ると岩倉市の自然は五条川や自然生態園にしかないように見える。田や畑にいる生物も岩倉市の自然なのでそういった場所のフォローもしてほしい。

事務局：五条川や自然生態園以外の場所も何もやっていないわけではないと思うので、来年以降の資料作成の際の参考にさせていただきたい。

会長：自然については、今までよりも範囲を広げて五条川や自然生態園以外の植物も検証をしていくこととする。

### ◇公益的通報の実績報告について（行政課）

会長：どのような形で公益的通報があったのか。

事務局：紙ベースでの通報があった。

委員：代休の誤った運用とは何か。

事務局：振替休日とするべきところを振替休日にしていなかった。

委員：事実の存在が認められた結果はどうなったか。

事務局：減給処分として新聞にも報道された。

会長：公益的通報が機能しているという確認ができた。

#### (2)「自治基本条例の見直しについて」

資料 13 に基づいて小出統括主査より説明。

会長：前回の審議会で第 14 条 3 項の見直しをするのかを含め、今回の審議会でも自治基本条例全体として見直しをする必要があるか判断することとしたので、改めて意見をいただきたい。

委員：第 14 条 3 項については、この表現がいいのかは分からないが、理想としてこのように記載してある分には問題ないのではないか。

委員：最少の人数で最大の効果を得るという部分がなくても適正な定員管理と書いてあれば問題ないと思うので、該当部分は削除してよいのではないかと思う。

委員：最少の人員と最大の効果というのは市によっても違うと思うし、具体的な数値を書けるわけではないので、見直しも難しいのではないか。

会長：最少の人数である以上、ワークライフバランスは難しくなる。行政サービスの低下というのも誰にとって、どう感じるかは具体的ではないので、見直すとなると大変かもしれない。

事務局：適正な定員というのも具体的ではないが、最大の効果というものがあるので単純に最少の人数にすればいいというものではないという解釈ができる。

委員：第 14 条 3 項だけを見直すとなると、ここに集中して見直す理由を求められるのではないか。

会長：他の条文を見直すのでなければ、見直しの相応の理由を求められると思う。ここまでの議論からも第 14 条 3 項については働き方改革等から時代にそぐわないものになってきているが、この 1 つの言葉のとらえ方のみで見直しをする必要はないものとする。限られた人数で最大の効果が得られるよう、柔軟な人員運用ができるよう努めること。今回は自治基本条例全体として見直しの必要はないものとする。

#### (3)「審議会報告書について」

会長：これまでの会議の内容を報告書にまとめてあるので、これをもとに市長に答申する。

#### (4)「議会基本条例の検証シートについて」

資料 14 に基づいて小出統括主査より説明。

会長：これまでに反問権は行使したか。

事務局：これまでに 2 回あった。

委員：新人職員の配置をしないこととあるが、どういう意図か。

事務局：議会事務局は人数も少ないので、行政のことを分かった職員を配置してほしいというこ

とだった。

会 長：議会事務局の機能強化も大切だが、首長部局の人員が配置されるため難しい部分もある。

委 員：議会基本条例の中に政策立案に関するものが無いのはなぜか。

委 員：議員研修の充実強化の記載はあるが、視察等をどう生かすのかについても記載したほうがよいのではないか。

事務局：第8条2項に政策立案のための研究に努める旨の記載がある。

会 長：政策立案の成果を見せる必要があるのではないかと思う。

事務局：一般質問では他市の事例を出しながら質問するケースがある。その他にも政策立案をされることもある。

会 長：その成果を市民の皆さんに知らせてほしい。ホームページや議会だより以外にも市民に成果を伝える方法は検討の余地があるのではないかと思う。

事務局：議会報告会、ふれあいトークという意見交換会を実施している。

会 長：政策立案の成果を市民に分かるよう、積極的に知らせてもらいたい。

#### 4 その他